

2014年10月19日

意見要旨

障害者放送協議会著作権委員会
委員長 河村 宏

1. 障害者放送協議会の紹介

障害者放送協議会（以下「本協議会」）は、1998年9月29日に発足しました。現在は、全国19の障害者関係団体によって構成されています。本協議会は、障害者の放送・通信に関する著作権等の制度・施策について調査研究と提言、障害者にかかわる放送・通信に対する顕彰やコンサルティング、字幕や手話の付与、副音声解説等の放送・通信におけるバリアフリーの実現、緊急災害時における障害者に対する情報提供、放送・通信のあり方への調査研究と提言等を活動目的としております。本協議会は3つの委員会と代表・副代表・各委員長・事務局による幹事会から組織されております。

本協議会における各委員会の活動

(1) 著作権委員会（委員長 河村 宏 支援技術開発機構）

障害者にかかわる著作権問題等について、調査・研究及び関係機関と協議を重ね、「障害者の情報アクセス権」と著作権の調和ある発展についての提言を行っています。

(2) 放送・通信バリアフリー委員会（委員長 寺島 彰 日本障害者リハビリテーション協会）

障害者に関する優れた放送に対する表彰や、放送局に対する障害者番組制作のためのコンサルティング、字幕や手話の付与、副音声解説等を実現するため、放送局、企業、関係省庁との協力関係の構築を推進しています。

(3) 災害時情報保障委員会（委員長 矢澤 健司 日本障害者協議会）

緊急放送等における著作権の問題、精神障害者、認知・知的障害者の方にも分かり易い放送の実現等、緊急災害時における障害者に対する情報保障に取り組んでいます。

役員

- 代表 竹下 義樹（日本盲人会連合 会長）
- 副代表 嵐谷 安雄（日本身体障害者団体連合会 会長）
- 副代表 石野 富志三郎（全日本ろうあ連盟 理事長）
- 副代表 藤井 克徳（日本障害者協議会 代表）

構成団体

- 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会（中央障害者社会参加推進センター）
- 社会福祉法人日本盲人会連合
- 社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会
- 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- 一般社団法人日本自閉症協会

- 全国社会就労センター協議会
- きょうされん（共同作業所全国連絡会）
- 特定非営利活動法人日本障害者協議会
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会
- 社会福祉法人視覚障害者文化振興協会
- 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会
- 特定非営利活動法人CS 障害者放送統一機構
- 特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会
- 特定非営利活動法人支援技術開発機構
- 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

2. マラケシュ条約にかかわる意見

- 障害者権利条約の差別解消の考え方（「社会的障壁の除去」の重視）

日本政府が本年批准した障害者権利条約の実施との関係で、私たちはマラケシュ条約の意義を、「障害者の多様な著作物利用のニーズ（市場）を著作権者が自ら満たしていない場合には、著作権を一部制限して、障害者が著作物を円滑に利用して社会参加する権利を保障するための非営利的な活動を国際的に協力して促進する」と理解します。

- マラケシュ条約が対象とする著作物の円滑な利用が現在十分に保障されていない障害者の日本における状況と、その状況を改善するための著作権のありかたについて。

同条約が定義する **Print Disabilities** に相当する事例は、視覚障害の他に、知的障害、精神障害、ディスレクシア等の発達障害、高次脳機能障害、上肢・姿勢制御機能障害、ALS（筋萎縮性側索硬化症）、紙等の物質アレルギー、聴覚障害等の、状態がある程度固定した障害が認められる人々の他に、疾患治療中の人々や加齢による複合的な困難等、極めて広範囲に認められます。それらの人々が社会参加し人生を充実させるため欠くことができない円滑な著作物の利用を保障するためには、様々なニーズに沿った提供方法が必要です。読み上げ、拡大、カラー調整、センサーや音声認識も活用した操作方法の工夫等、先端技術も活用して、それぞれのスタイルで読むための電子出版の標準技術と、それを活用するための支援機器も開発されています。

マラケシュ条約は、それらの技術を活用すれば、ここに挙げた広範な人々が円滑に著作物を活用できる可能性に着目し、従来は出版の市場とは考えられてこなかったこれらの人々にも利用可能な出版（**Accessible Publishing**）を推奨すると共に、著作権者が自らこのようなニーズを満たす市場に向けた出版を見送っている場合には、これらの障害者に著作物の利用を保障する非営利的活動のために著作権を制限して障害者の権利を保障しています。障害者放送協議会は、このようなマラケシュ条約の基本的な考え方が障害者権利条約および障害者差別解消法の趣旨に沿うものであると考えます。

現行著作権法は、33条では「視覚障害、発達障害その他の障害により」と幅広く利用の困難をとらえている一方で、37条では条文の上では視覚著作物と聴覚著作物の利用の障害という表現で、文化審議会答申でまとめられ、国会審議等でも繰り返し確認された立法の趣旨である対象者を十分にカバーしきれていないものとなっています。当協議会としては、マラケシュ条約の批准に際しては、同条約および障害者権利条約の趣旨に沿って、現実的に著作物の円滑な利用が困難な状況にあり、緊急に33条および37条によって救済しなければならない前述の範囲の Print Disabilities を抱える人々、および、私どももまだ気が付いていないタイプの Print Disabilities の人々についてもカバーできる著作権法の整備を強く要望します。

関連資料として、当協議会の「世界知的所有権機関外交会議（2013年6月17-28日）に関する要望書」（資料1）および、日本ALS協会副会長（当時）橋本操様の参議院銀会館で開催された「著作権法改正と障害者の著作物利用・情報保障を考える」シンポジウム（2009年11月25日）でのご発表（資料2）を添付します。

3. デジタルアーカイブに関する意見

アーカイブされた著作物は、障害者にも円滑に利用できるものであることが求められます。アーカイブが障害者の円滑な利用を保障していないときは、障害者権利条約に則して、障害者の利用を保障するための活動に著作権が妨げにならない法的措置を要望します。

4. 防災に関わる著作物の円滑な利用に関する意見

2011年3月11日の大震災と津波の犠牲者は、高齢者と障害者に集中しました。現在進められている国際防災戦略の改訂においては、障害者も自らリスクに関する知識を事前に持ち、情報を得て自らの判断で、タイムリーな避難行動をとることが求められています。このような防災の備えのためには、障害者も含む地域住民と一緒に防災知識を集積し訓練することが必須です。その際に、字幕や手話、あるいは画面解説を障害者のために付加した防災資料を住民と一緒に使いながら準備を重ねなければなりません。このような防災知識の取得に欠かせない権利制限をして製作された著作物が、障害の無い家族、地域住民、旅行者も共に防災訓練等で活用できるように法整備を進めていただきたい。また、災害発災時には、救援活動の中に著作物の利用可能な形式への変換と活用が含まれることが著作権法の中でも明記されるよう要望します。

5. 聴覚障害者団体の要望

著作権法第37条 2, 3項では「視覚著作物」及び「聴覚著作物」を視聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことを可としてますが、有線・無線に関わらず放送・通信の手段の多様化が進み、著作権法第37条 2, 3項で想定されていない様々な送信手段が登場しています。（例えば、従来の地上波放送、インターネットテレビに加え、IPTV等が登場している。）現在の著作権法の定義では、これら

の新しい送信手段に関する規定がないために、視聴覚障害者等が利用するとしても、著作物の複製自動公衆送信（送信可能化を含む。）を可とする範囲から外れてしまい、視聴覚障害者への提供が出来なくなるという問題があります。

著作権法の趣旨は、受信者の限定、営利を求めないことを前提としており、送信手段の選択はその趣旨を妨げるものではないことに鑑み、障害者権利条約およびマラケシュ条約の趣旨である「障害者の多様な著作物の利用を保障するための措置を国際的に協力して円滑に進める」という原則に沿って、視聴覚障害者等が著作物の利用に必要とするあらゆる公衆送信が活用できるように法整備を進めていただきたい。

(参考1) 世界知的所有権機関外交会議(2013年6月17-28日)に関する要望書

2013年6月24日

内閣総理大臣

安倍 晋三 様

障害者放送協議会

代表 竹下 義樹

日ごろより障害者施策の推進にご尽力いただいていることに心より敬意を表します。

私たちは、全国19の障害者関係団体から構成される協議会で、1998年の設立以来、放送・通信のバリアフリーや、情報アクセスの促進に関わる活動を行ってきました。

さて、「視覚障害者・読字障害者に関する著作物へのアクセスを改善するための条約」制定のために、本年6月17日より28日まで、モロッコにて世界知的所有権機関の外交会議が開催されます。この外交会議に於いて、障害者の著作物への円滑なアクセスの促進のため、日本政府代表が以下の2点に特に留意し、本条約成立に向けて積極的に交渉を進められるよう要望いたします。

記

1. B条の受益者には「手話を必要とする人」が含まれること。
2. わが国ですでに実施されている「障害者による著作物の円滑な利用のための著作権の一部制限措置」を後退させないこと。

【要望の理由】

障害者の著作物への円滑なアクセスの促進は、度重なる国会の決議において国に要請されてきましたが、2010年1月施行の著作権法によって出版物のアクセスに関しては大きな前進がありました。しかしながら、障害者権利条約が保障する障害者の完全参加の目標を達成するためには、障害者の知識アクセスを保障するためそれぞれの国で著作権を制限して製作されたアクセス可能な複製物の国際交換が必須であり、そのための国際条約の交渉が重ねられてきました。

このたび世界知的所有権機関が186の加盟国に呼びかけて開催するこの条約の成立を目指す外交会議においては、視覚障害者と共に両手で本が持てない人やディスレクシア等の読書に障害がある人々を受益者とする条約案の検討が行われていますが、手話を必要とするろう者が実態として読書に障害があるという事実の認識が明確ではありません。そこで、19の障害者団体で構成する当協議会は、日本政府の交渉団に、同条約の受益者から手話を必要とする人々が排除されないように特段の配慮を持って、同条約が真に国際的な共生社会構築に資するものとなるために奮闘されますよう強く要望いたします。

以上

障害者放送協議会事務局

東京都新宿区戸山1-22-1 日本障害者リハビリテーション協会内

TEL: 03-5292-7628 FAX: 03-5292-7630

添付資料

- 1 障害者放送協議会の概要（会員団体一覧を含む）
- 2 条約に関する資料（文化庁資料の写し）

(参考2) 日本 ALS 協会副会長 (当時) 橋本操様の意見発表記録

「著作権法改正と障害者の著作物利用・情報保障を考える」シンポジウム
(2009年11月25日、参議院議員会館)

橋本●

本日は発言の機会をいただき、ありがとうございます。昨日、官邸に伺う機会があつて、首相にこれは実現してくださいと伝えました。「これ」というのは本日お話ししている内容ということです。

山田●

私、介護者の山田と申しますが、代読させていただきます。

「ALS療養者、読書する」。

ALS=筋萎縮性側索硬化症はニューヨーク・ヤンキースの鉄人、ルー・ゲーリック氏が罹患したことから、アメリカではルー・ゲーリック病として広く知られています。残念ながら彼は発病後3年で亡くなりました。約70年も前のことです。宇宙物理学のホーキング博士も著名な患者の一人です。国の定める特定疾患、いわゆる難病の一つです。運動神経を司る細胞だけが選択的に冒され、終末期には呼吸系も眼球も動かなくなる病気です。国内の患者数は8,000人強。病態や進行は個体差が大きく、発症の年齢も様々です。

「読書のかたち」

進行性の神経筋疾患なので、文字を読む行為に大変な努力をしています。毎日、新聞を読む人は専用の台を作り視野に応じて介護者が読書を介助しています。専門書を読むとなるとさらに複雑で、本の個性に合った書見台と読み手の個性に合った介助が必要です。電子図書のサイトも利用は可能ですが、作品は限定されます。障害者用のパソコンと連動したページめくり機もありますが、高価なものです。日本ALS協会は、数台の機械を保有して期間限定で貸し出しています。

「ALS患者が望むこと」。

健康な人が書店や図書館で本を手にするように自由に本を選びたい。その本を自分の速度で自分の力で読むことのできるツールの開発を進めてほしい。

「橋本の読書環境」。

現在は、障害者用のパソコンで電子図書を読む。ブログに読みたい本の名前を載せてブログの検索機能で読みたい本のサイトに飛ぶ。短い本は、介護者に読んでもらう。

この3つの方法で本を読んでいます。

しかしながら、動く場所が右足の中指だけなのでワンスイッチですべての作業をしなければなりません。すべてを読み終わらないと好きなページに戻れません。しかもほとんどは著作権の切れたもので新刊は読めません。それはそれで楽しいのですが、人生において大きな忘れ物をしていると感じることも多くあります。以上です。